

法務研修セミナー 第27回報告

韓国・光州地方弁護士会視察報告
～ 取調べの可視化制度を中心として

中京大学法科大学院教授・弁護士

福本博之

【目次】

- 第1 はじめに
- 第2 韓国の刑事司法制度の概観
 - 1 韓国の司法制度改革
 - 2 裁判所
 - 3 被疑者の身柄拘束の手続
- 第3 取調べの可視化
 - 1 我が国における議論の流れ
 - 2 韓国の法制度
- 第4 光州地方弁護士会と愛知県弁護士会との共同セミナーの開催
 - 1 はじめに
 - 2 光州地方弁護士会側の報告
 - 3 愛知県弁護士会側の報告
- 第5 おわりに (光州事件)

第1 はじめに

本稿は、愛知県弁護士会の「取調べの可視化実現本部」、「刑事弁護委員会」、「国際特別委員会」に所属する弁護士（合計13名）が、去る2011（平成23）年11月2日から5日までの間に行った大韓民国（以下「韓国」と表記する）における刑事司法制度の視察（光州地方裁判所、光州地方検察庁、光州地方弁護士会）に基づき、その報告をなすことを主眼とするものである。

筆者の所属する愛知県弁護士会には、愛知県弁護士会長を本部長とし、他に合計32名の弁護士メンバーで構成される「取調べの可視化実現本部」という組織が設置されている。ここでは、弁護士や市民に向けて、取調べの可視化を実現するための様々な運動を実践している。これまでに、警察や検察庁における取調べの録画施設の見学や、市民向けのシンポジウムの開催、意見書の作成等を行ってきたが、その活動の一環として、今年度は、上記2委員会の協力を得て、韓国の刑事司法の

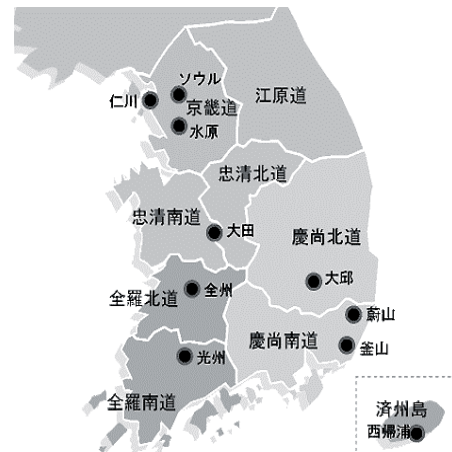
実情を現実に調査することを企画したわけである。

我々が公式訪問したのは、韓国・光州地方弁護士会である。ここでまず、目的地である光州（クァンジュ）の地理的位置を確認しておく（右図）。

光州（正式には「光州広域市」）は、朝鮮半島の南西部、全羅南道に八方を囲まれる形で位置しており、過去には全羅南道の道庁所在地だったことがある。光州は湖南地方の唯一の「広域市」（市人口が100万人以上であることが要件とされる）であり、湖南地方の中心として多くの企業の支社などが置かれている。そして、光州事件に象徴される「民主化の聖地」として知られる。⁽¹⁾

他の広域市としては、釜山（プサン）、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、大田（テジョン）、蔚山（ウルサン）があるが、首都ソウルは「特別市」とされている。

そして、光州地方弁護士会は1948（昭和23）年7月に設立され、当初は10名余りの弁護士会員で発足した。現在（2011年10月）は会員総数277名の会となり、4つの支部（順天、木浦、海南、長興）を置いている。弁護士会は、会長、第1、2副会長、総務、財務、公報、教育、法制、国際理事など計9名で構成される役員会と他の15名の理事によって構成される理事会、監査2名、大韓弁護士協会の代表8名によって、各種会議の企画を審議、議決、執行している。



第2 韓国の刑事司法制度の概観

1 韓国の司法制度改革

さて、韓国においては、1993（平成5）年に発足した金泳三（キム・ヨンサム）政権時代に論議が始まり、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の増員やロースクール設立などの検討が開始された。1999（平成11）年に設置された金大中（キム・デジュン）元大統領直属の諮問委員会が「市民の司法参加」を取り上げたが、法曹界の反対などで結論を出せなかった。2003（平成15）年に就任した盧武鉉（ノ・ムヒョン）前大統領下の委員会⁽²⁾で国民参与裁判（国民の刑事裁判参与に関する法律）のほか、犯罪被害者の保護、量刑制度の改善、ロースクール新設（法律専門大学院設置運営に関する法律）など、多岐にわたる改革の立法化が進んだ。

そして、2007（平成19）年の刑事訴訟法の改正（2008年1月1日より施行、53年ぶりの大改正という）により、「辩护人参与制度」（取調べ時の辩护人立会い、§243の2）及び「映像録画制度」（取調べ時の録音・録画、§244の2）が明文化されている。

2 裁判所

韓国では、裁判所のことを「法院」と呼び、「大法院」（日本の最高裁判所）、「高等法院」（日本の高等裁判所）、「地方法院」（日本の地方裁判所）、家庭法院（日本の家庭裁判所）の4種類が定め

られており、当初、地方法院はさらに「民事地方法院」と「刑事地方法院」に分離されていたが、1994（平成6）年の法改正により、この区分は廃止されるとともに、新たに、「特許法院」と「行政法院」が新設された。

また、1987（昭和62）年の憲法改正により、西ドイツ流の「憲法裁判所」が置かれている。これは、公権力の行為または不行使により国民に憲法上保障された基本権が侵害された場合に、国民が直接この救済を求めて請求をすることができる制度であり、憲法上、極めて重要な意味を持つものといえる。また、裁判所における具体的な訴訟事件で、その事件に適用される法律が違憲か否かが問題となる場合においても、法律の違憲可否の審判の要請を憲法裁判所に対して行うことができ（違憲法律審判）、憲法裁判所が違憲決定を行った場合には、当該法律は効力を喪失し、訴訟当事者はその適用を免れることになる。後者の機能は、我が国の裁判所においても違憲立法審査権の行使として認められているところであるが、違憲判断はあくまでも憲法裁判所が行う、という点で、我が国の違憲審査制と異なるものといえよう。

3 被疑者の身柄拘束の手続

(1) 逮捕

韓国においても、刑事訴訟法により逮捕手続は、通常逮捕、現行犯逮捕（準現行犯逮捕を含む）、緊急逮捕、の3類型が規定されており、我が国と同様である。

しかしながら、我が国と異なるのは、司法警察官には管轄地方法院判事に対する逮捕令状の発付請求権限がなく、「検事」がこれを行うものとされているため（§200の2）、司法警察官は検事に発付を請求するよう申請できるにすぎない、という点である。また、司法警察官が緊急逮捕した際には、直ちに「検事の承認」を得なければならないとされており（§200の3）、我が国において、直ちに「裁判官の逮捕状を求める手続」が必要とされている点とは異なり、逮捕手続に関する検事の権限が大幅に認められているといえよう。

(2) 拘束

拘束（§201）とは、捜査段階において、捜査機関が被疑者の身柄を一定間拘束することをいい、検事が拘束令状の発付を地方法院判事に請求する点において、我が国における「勾留」の手続とほぼ同様である。

身柄拘束期間の制限に関しては、韓国の場合は、司法警察官が被疑者を逮捕又は拘引した日から10日以内に被疑者の身柄を検事に引致しない限り、釈放しなければならない（§202）。また、検事が被疑者を拘束したときは、逮捕又は拘引した日から10日以内に、司法警察官から被疑者の引致を受けたときには、その日から10日以内に、それぞれ公訴を申し立てない限り、釈放しなければならない（§203）。

ただし、逮捕されていない被疑者についても、検事から拘束令状の請求を受けた地方法院判事は、被疑者が罪を犯したと疑うべき理由がある場合に拘束の事由を判断するために必要であると認めるときは、拘引のための拘束令状を発行して被疑者を拘引した後審問することができ

(§ 201)、被疑者を審問した後被疑者を拘束する事由があると認めるときは、拘束令状請求に記して拘禁のための拘束令状を発行しなければならない (§ 201) とされており、在宅被疑者の直接「拘束」(勾留) を認めている点で、我が国のような「逮捕前置主義」は採用されていない。

また、地方法院判事は、検事の申請により、捜査を続行する相当な理由があると認めるときは、10日を超えない限度で、拘束期間の延長を1回に限って許可することができる (§ 205)。従って、我が国においては身柄拘束期間は最大23日間である点と異なり、韓国では、被疑者は逮捕又は拘引された日から最大30日間の身柄拘束期間が認められることになる。

(3) 逮捕・拘束適否審査制度

逮捕令状又は拘束令状により逮捕又は拘束された被疑者又はその弁護人、法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹、戸主、家族又は同居人又は雇傭主は、管轄裁判所に逮捕又は拘束の適否審査を請求することができる (§ 214の2)。そして、請求を受けた法院は、遅滞なく逮捕又は拘束された被疑者を審問し、捜査関係書類及び証拠物を調査してその請求が理由がないと認めるときは、決定でこれを棄却し、理由があると認めるときは、決定で逮捕又は拘束された被疑者の釈放を命じなければならない (§ 214の2)。そして、これらの決定に対しては、抗告することができない (§ 214の2)。

この手続は、韓国の制度が逮捕前置主義を採っていないことにも起因すると思われるが、我が国において、先行する逮捕行為の適法性について勾留段階において裁判官による事後的なチェックがなされ、その段階で、違法な逮捕に引き続く勾留が未然に防止されるという事態は実務上極めて稀有であり、逮捕前置主義に基づく司法的チェックは形骸化しているという実情に鑑みれば、この制度は、より直截的に、不当逮捕からの被疑者の早期身柄釈放を実現させることができるという点において、人権保障に優れた法制度といえるのではなからうか。

(4) 被疑者の釈放

法院は、拘束された被疑者に対して被疑者の出席を保証するに足りる保証金の納入を条件として決定で被疑者の釈放を命じることができる (§ 214の2) とされており、被疑者勾留段階においてすでに被疑者の釈放制度が認められている点も、起訴後の保釈しか認めない我が国の法制と大きく異なる点である。

冤罪の多くが、逮捕・勾留段階における密室内での違法な取調べから発生している、という我が国の歴史に照らせば、取調べの録画・録音制度 (後述) と相まって、この釈放制度は、その適切な制度運用の在り方如何によっては、冤罪の温床を根本的に除去することを可能にする、極めて有用なものと思われる。

第3 取調べの可視化

1 我が国における議論の流れ

現在、日本弁護士連合会 (以下「日弁連」と表記する) には「取調べの可視化実現本部」が設置

されており、愛知県弁護士会にも同じく単位会レベルでの「取調べの可視化実現本部」がある。

そして、日弁連及び各弁護士会が実現を目指して運動を続けている「取調べの可視化」とは、刑事事件における被疑者段階での警察及び検察における取調べの「全過程」の録音・録画を意味する用語であり、単なる「一部」録画・録音は除外される（従って、その「可視化」という本来の意味から、「取調べの一部可視化」といった概念・用語は二律背反の故に存在し得ない、ということになる）。

- (1) そもそも、我が国における取調べの可視化問題は、(公的には) 1999 (平成11) 年7月に発足した司法制度改革審議会において重要論点として提示されたことに端を発する。しかしながら、その時点で法務・検察当局は、そのような可視化をされれば真相解明ができなくなる、などとして、徹底的に反対した。

その結果、2001 (平成13) 年6月に発表された同審議会の最終意見書では、「被疑者の取調べ過程・状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。…取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いが必要だとする意見もあるが、…将来的な検討課題ととらえるべきである」とされたにすぎず、「書面による記録」という、妥協的で可視化の名に値しない是正にとどまった。その後、2001 (平成13) 年秋に始まった司法制度改革推進本部では、取調べの可視化問題は、「書面による記録」で決着済みとされたためか、当初、議題にすら上らなかったという。

- (2) しかし、裁判員裁判の導入を前にした2003 (平成15) 年になって、元裁判官たちが、裁判員裁判には取調べの可視化が必要であるという論文を立て続けに発表し、司法制度改革推進本部でも、裁判官出身委員が取調べの可視化を求める発言を始めるようになった。

これに対し、法務・検察当局は激しく抵抗し、現職検事や元検事などから、立て続けに可視化に反対する論文が発表されるようになり、ここにおいて、可視化をめぐる議論は活発化することになる。

日弁連も、2003 (平成15) 年7月14日、「裁判員制度の導入と同時に、被疑者取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画する制度が確立されるべき」とする「『取調べの可視化』についての意見書」⁽³⁾を採択し、取調べの可視化実現ワーキンググループを立ち上げるに至った(その後、2004年に取調べの可視化実現委員会、2006年に取調べの可視化実現本部にそれぞれ改組された⁽⁴⁾)。

- (3) その後、2007 (平成19) 年2月に志布志事件⁽⁵⁾、同年10月に氷見事件⁽⁶⁾、2009 (平成21) 年4月に枚方市談合事件⁽⁷⁾、2010 (平成22) 年3月に足利事件⁽⁸⁾、同年9月に厚労省元局長事件⁽⁹⁾、2011 (平成23) 年5月に布川事件⁽¹⁰⁾、といった冤罪事件について相次いで無罪判決が出され、すべて確定した。

同時に、これら冤罪事件の被害者らが公的な場において、取調べの全過程の録音・録画(可視化)の必要性を訴えることとなり、可視化の議論は広く国民の注目するところとなっていくのである。

- (4) しかし、検察庁もその間、まったく取調べの可視化の議論に異を唱えていただけではなかった。

2006（平成18）年5月9日、最高検察庁（以下「最高検」という）は、裁判員裁判において、検察官が自白の任意性に関し、事案や証拠関係等に応じ、刑事裁判になじみの薄い裁判員にも分かりやすく、迅速かつ確かな立証を遂げるための立証方法の検討の一環として、裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を行うことについて、試行することとした旨を発表した。

そして、その後、同年8月から、東京地検において試行を開始し、順次、試行実施庁を拡大して、2007（平成19）年12月末日までに、全国で170件の被疑者の取調べの録音・録画が実施された。

2008（平成20）年3月28日、最高検は、「取調べの録音・録画の本格的試行指針」を定め、同年4月から2009（平成21）年3月末までの期間を定め、裁判員裁判対象事件について、自白調書を証拠調請求することが見込まれる事件において、被疑者が録音・録画を拒否した場合を除き、原則として、録音・録画を試行実施することとした。

そして、2009（平成21）年2月、最高検は、「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」⁽¹¹⁾を発表した。

(5) また、これらの一連の動きのさなか、民主党は2009（平成21）8月の衆議院解散総選挙において圧勝し、政権交代を実現させたが、その際のマニフェストにおいても「取調べの可視化で冤罪を防止する」とし、具体策として「ビデオ録画等により取調べ過程を可視化する」と明記するに至っている。

(6) 可視化をめぐるこのような動きや議論を受けて、(当時)柳田法務大臣は、2010（平成22）年10月22日、大臣の諮問機関として「検察の在り方検討会議」を設置した（座長：千葉景子元法務大臣）。

同会議は同年11月から平成23年3月までの間、精力的に議論を続け、同年3月31日、「検察の再生に向けて」との提言を発表した。提言は、「検察における捜査・公判の在り方」というテーマのもと、「被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大すべきである」とし、特捜・特別刑事部独自捜査事件では、「全過程」をも試行対象とすることを「検討する」としつつ、「できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努め、1年後を目途として検証を実施した上、その検証結果を公表する」とし、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおいても、...事案の性質や被疑者の特性に応じ、例えば、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うよう努めるなど、様々な試行を行うべき」とされた。

(7) これを受けて、最高検・検察改革推進室は2011（平成23）年4月26日、「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行に関する運用要領について（事務連絡）」を発表し、「検察庁の特別捜査部の行う身柄事件」に関し、「被疑者の検察官面前調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件」について、「取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内で、検察官

による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択」して実施するものとした。

また、同年7月8日、最高検次長検事名にて「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行について（依命通知）」を公表し、東京、大阪、名古屋の各地検において、「身柄拘束事件について、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案について、録音・録画機器の配備状況を踏まえ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を実施する。」とした。

また、同年8月8日付けにて、法務省は「取調べの可視化に関する省内勉強会の取りまとめ結果等」を公表し、「被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段であることが確認された」として積極的な評価をしつつも、「我が国において録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべき」として、可視化の対象範囲はまだ限定的なものにとどまっている。

さらに、同年8月9日、最高検裁判員公判部長名にて、「裁判員裁判対象事件における被疑者の取調べの録音・録画の試行的拡大について（事務連絡）」がなされ、「裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画について、その範囲を試行的に拡大すること、各庁においては「裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画について、『取調べの録音・録画実施の趣旨』にとらわれることなく、積極的に取り組むよう」指示がなされた。

次いで、同年9月28日に法務省で行われた検察長官会同（全国の高検検事長や地検検事正が出席）の席上において、笠間治雄検事総長は「事後的に取調べの検証が可能な録音・録画は、取調べの適正化を担保することに資するし、取調官もぶざまな取調べはできない。意義がある」と訓示し、改めて、取調べの可視化に積極的に取り組む姿勢を示した。

2 韓国の法制度

ここにおいては、弁護士参与制度と取調べの映像録画制度について、述べておきたい。

(1) 弁護士参与制度（§243の2）

検事又は司法警察官は、被疑者本人、法定代理人、配偶者等の申請により、弁護士を被疑者と接見させ、又は正当な事由がない限り、被疑者の取調べに立ち会わせなければならない（ ）、として、弁護士の取調べ立会い権を明文化した。

そして、取調に立ち合った弁護士は、取調べの後に陳述することができる、ただし、取調べ中であっても不当な取調べ方法に対して異議を提起することができ、検事又は司法警察官の承認を得て意見を陳述することができる（ ）。

(2) 取調べの映像録画制度（§244の2）

被疑者の供述は、映像録画することができる。この場合には、あらかじめ映像録画の事実を知

らせなければならず、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない()。

第1項の規定による映像録画が完了したときは、被疑者又は弁護人の前で、遅滞なくその原本を封印し、被疑者に記名捺印又は署名をさせなければならない()。

第2項に規定する場合において、被疑者又は弁護人の要求があるときは、映像録画物を再生し、視聴させなければならない。この場合において、その内容について異議を陳述したときは、その趣旨を記載した書面を添付しなければならない()。



左上の写真は、取調室の様子(右手の椅子に被疑者が座る)。部屋は明るく、広さは約10畳くらいで、天井隅と壁面に各1台ずつのビデオカメラが配置されている。録画機器は取調官の机下の足元に設置されていた。右上の写真は、机上のディスプレイに映った実際の録画面面である。画面は左右2分割(下半分は、録画の日付・時刻等のデータ)になっており、左は被疑者の上半身の映像で、右は取調室の全景の映像である。

この制度化には、2004(平成16)年12月、検事が作成した被疑者供述調書(以下「検事作成調書」という)の証拠としての採用を著しく困難にする、検察にとって厳しい大法院判決が出されたことが背景にあるという。韓国においては、検事作成調書が証拠として認められるためには、形式的真正性の成立(調書の署名、捺印等が被告人となった被疑者のものと同一であること)及び実質的真正性の成立(調書に記載された内容が、被告人となった被疑者の供述と同一であること)の双方が認められなければならないが、従来の大法院の判例では、検事作成調書については、形式的真正性が成立すれば、実質的真正性が推定される推定論が採用されていた。しかし、大法院は同判決において推定論を破棄し、検事作成調書についても、実質的真正性が認められなければ、証拠能力を認めないとした。この大法院判例により、被告人が公判準備又は公判期日における供述で調書の内容を認めない限り、検事作成調書の証拠採用が困難となった。そこで検察は、検事作成調書の実質的真正性を証明する方法として、映像録画物の使用に力を注ぐこととなった、とされる。⁽¹²⁾

すなわち、韓国における取調べの録音・録画は、主として検察側の立証責任の軽減という目的を有するものであることから、法務部(我が国の法務省にあたる)・検察がこれを積極的に推進させてきたという事情がある。

(3) 運用状況

この映像録画制度の実際の運用状況に関しては、今般の視察の訪問先であった光州地方検察庁において質疑応答がなされた。

概略を述べれば、まず、刑訴法の条文上「被疑者の供述は、映像録画することができる。」とされているのみで、録画をするかどうかは検察官の判断に委ねられている。我々を案内してくれた李京錫氏（検事）によれば、検事調書の実質的眞正を補完するためには、取調べを録画することが最も正確で有用であり、その対象範囲はさらに拡大した方がよい、という。自白事件、人権問題が発生する可能性のある事件（公安事件など）、説得できないと思われる否認事件については録画するが、被疑者が拒否した場合や、被疑者を説得可能だと考える否認事件については録画しない、ということであった。つまり、全件について映像録画がなされているわけではなく、また、被疑者・弁護人が取調べの映像録画を請求することもできない。但し、韓国・法務部（我が国の法務省にあたる）はこの映像録画請求権を法制度化する法改正案を現在検討中、とのことである。

我が国における取調べの録画の運用状況について附言しておく、（その対象事件範囲は近時徐々に拡大されつつあるとはいえ）原則的には、裁判員裁判対象事件であり、かつ自白事件について、被疑者の同意があるケースである。これは我が国の取調べ録画の目的が、あくまでも裁判員裁判において検事調書の任意性立証を容易にしようとするところにあるからである。

他方、日弁連・各単位弁護士会において主張されている「取調べの可視化」は、単に検事調書の任意性の担保のみにとどまらず、冤罪の対象となっている密室での取調べをすべて透明化・可視化させ、取調べの適正化自体を直接、実現しようとするところにある。この目的論の相違が、日弁連と法務省・検察庁の見解の相違となって現れてきていた。

しかしながら、前述した一連の逆転無罪、再審無罪事件判決の確定や、検察の信用失墜の事態を受け、今後、我が国においても、取調べ録画の範囲は徐々にではあるが、拡大されていくであろうことが予想される。

第4 光州地方弁護士会と愛知県弁護士会との共同セミナーの開催

1 はじめに

2011（平成23）年11月3日早朝、我々は金浦空港から飛行機で光州空港に向かった。光州空港では、光州地方弁護士会の方々に出迎えて頂き、そのまま一行は弁護士会館へと向かった。

朝9時、弁護士会館にて訪問のセレモニーを終え、光州地方法院、光州地方検察庁をそれぞれ視察したのち、午後からは弁護士会館6階（会議室）にて日韓・共同セミナーが開催された。ここでは、



それぞれの弁護士会が一つのテーマを報告し、それについて互いに意見交換をしあった。

2 光州地方弁護士会側の報告

テーマ「特定強力犯罪の処罰に関する特例法上の被疑者身上公開の規定の問題点」

発表者 姜成斗 (カン・ソンドゥ) 弁護士

要旨

韓国には、「特定強力犯罪の処罰に関する特例法」があり、同法 § 8 の 2 は、犯行手段が残忍で重大な被害が発生した特定強力犯罪事件に関し、被疑者がその罪を犯したと信ずる十分な証拠がある場合で、国民の知る権利・被疑者の再犯防止と犯罪予防などもつばら公共の利益のために必要と判断される場合においては、有罪判決確定前の被疑者の身上（犯罪者の氏名、住民登録番号、住所及び実際の居住地、職業や職場等の所在地、身体情報や写真などの犯罪者の情報）を一般市民に公開することを定めている。これは、犯罪により直接被害を受けた被害者に対する人権保護と支援がおろそかになっていたとともに、無罪推定の原則に基づく被疑者の保護論理に対する社会的批判が台頭し、凶悪で重大な犯罪者に対しては、その身上をマスコミなどを通じて公開することが、被害者の人権と国民の知る権利に資するという考えに基づくものとされる。

アメリカにおける「メーガン法」、イギリスにおける「性犯罪者法」などもこれに共通するものであるが、当日の報告では、同法の規定は、いまだ判決が確定する前段階で凶悪犯罪の「疑い」があるという理由だけで、被疑者や容疑者の身上情報を公開するという問題点が指摘され、裁判を受ける前に、検察や警察がマスコミ公開という事実上の「処罰」を与えるという点において、憲法上の裁判を受ける権利と無罪推定の原則に反する、また、マスコミ等が犯罪者の身上を明らかにする過程で、必然的にその家族や身内・知人らの身上情報も公開されてしまう蓋然性が高い、といった批判がなされた。

3 愛知県弁護士会側の報告

テーマ「日本の刑事司法の現状と課題～被疑者取調べと身体拘束を中心に」

発表者 園田理 (そのだ・まさし) 弁護士

要旨

裁判員裁判対象事件における取調べの一部録画の運用状況、志布志事件・氷見事件・足利事件・布川事件等における冤罪被害者の主張、厚労省元局長事件を契機とした録画範囲拡大の運用状況等についての報告と、今後の法制度化に向けた議論を行った。また、我が国における勾留請求却下率、保釈率、接見禁止請求却下率が極めて低いという実情、取調べの可視化の法制度化の課題等について質疑応答がなされた。

第5 おわりに (光州事件)

先に、光州は「民主化の聖地」として知られる、と書いた。最後に「光州事件」について触れて

おきたい。

これは、1980（昭和55）年5月18日から27日にかけて、全斗煥（チョン・ドファン）軍政下にあった韓国の全羅南道の道庁所在地・光州市で発生した、民主化を求める活動家とそれを支持する学生や市民が韓国軍と衝突し、多数の死傷者を出した事件である。⁽¹³⁾

事件は、1979（昭和54）年10月、朴正熙（パク・チョンヒ）大統領が射殺され、「ソウルの春」とよばれる全国的な民主化を求める国民運動の盛り上がりの中で起こる。

これに対抗して、クーデターにより軍を掌握した全斗煥は民主化運動を抑え、政治権力を掌握するため、1980（昭和55）年5月17日、全国に非常戒厳令措置を断行したうえ、学生の政治活動も禁止し、金大中氏ら多数の反政府活動家を拘束。これに対して、翌18日、光州市では、学生・市民らによる戒厳令撤廃と金大中氏釈放を求める大規模なデモが起き、特に、タクシー運転手らが中心になり、200余台の車両示威隊が全羅南道庁に向かって行進した。軍は市内各所で武力弾圧を開始、21日には全羅南道庁舎前で軍による無差別水平射撃で多くの市民が射殺され、これを機に、市民と軍との銃撃戦に発展。市民らも武装して抗戦したが、戒厳軍は光州を外部地域と断絶したため、光州は孤立無援の都市となった。27日夜明けには軍が戦車を先頭に市内に突入し、抗争指導部が最後の抗戦地としていた道庁を武力で鎮圧し、10日間にわたって多数の死傷者を出した光州5・18民衆抗争はその歴史の幕を下ろした。

これがいわゆる「光州事件」である（韓国では「5・18民衆抗争」と呼ばれる）。現時点で判明している犠牲者の数は、死者165名、行方不明者66名、逮捕・負傷者4232名に上っているという。

全斗煥は、同年9月に大統領に就任、光州事件を「金大中を中心とする内乱陰謀事件」と位置づけ、88年（ソウル・オリンピックの開かれた年）までその地位にあった。金大中には死刑が宣告されたが、助命を求める国際世論によって刑の執行は停止され、釈放された。

88年、盧泰愚（ノ・テウ）大統領は光州事件を「学生と市民の民主化のための努力」と規定し、犠牲者に対する政府の補償を約束。また盧泰愚自身も光州を訪れ、「事件の解決なくしては国民の和解は達成できない」と語った。これによって、光州事件は民主化運動の一環であったことが、歴史的に位置づけられたのであった。

今、光州の地には、慰霊塔のわきに犠牲となった多数の学生や市民の魂が眠っている。韓国は、その歴史を通じて様々な侵略や軍圧を受けてきた。しかし、韓国の国民はそれに耐えながらも、時には、自らの血を流し、その生命すらも賭して、自由と権利を勝ち取ってきたという歴史がここにあった。



すべての公式行事を終え、帰国前にどうしても訪れたかった聖地であったが、空の青さとどれも若い年齢が刻まれた墓碑銘とが、今でも強烈に印象に残っている。

今回の視察訪問で、光州地方弁護士会の会長をはじめとする役員の方々には全日程・行事を通じて、付きっきりのお世話になった。末尾にご芳名を揚げ、厚く感謝する次第である。

[光州地方弁護士会 役員の方々]

姜幸玉氏 (カン・ヘンオク / 会長)、文正鉉氏 (ムン・ジョンヒョン / 第1副会長)、李建泳氏 (イ・ゴンヨン / 第2副会長)、金錠炫氏 (キム・ジョンヒョン / 総務理事)、申光植氏 (シン・グァンジク / 財務理事)、金偵鎬氏 (キム・ジョンホ / 公報理事)、金長生氏 (キム・ジャンセン / 教育理事)、楊景熙氏 (ヤン・ギョンヒ / 法制理事)、崔炳根氏 (チェ・ピョングン / 国際理事)

以上

- (1) パンフレット「5・18民衆抗争」(光州広域市発行)より。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%89%E5%B7%9E%E5%BA%83%E5%9F%9F%E5%B8%82>

- (2) 量刑基準とは、刑法に定められている法定刑とは別に、犯罪の種類別に予め量刑を定めておき、その範囲内で裁判官が刑を宣告するものである。その背景には、同じ情状の同種の事件でも裁判官や被告人によって全く異なる判決が下されているという現状と、犯罪者に対し厳罰を求める声が高まっていたことがあげられる。2007年1月に公布された法院組織法改正法により、大法院に「量刑委員会」が設置され、法官(裁判官)は量刑委員会の決定した量刑基準を尊重するよう定められた。法的な拘束力はないが、基準から外れる判決を下す際には理由の記載が求められる。「国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法(2009.7)」より引用。

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24001/02400109.pdf>

- (3) 日本弁護士連合会のホームページで閲覧することができる。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2003/2003_31.html

- (4) 日本弁護士連合会:取調べの可視化実現本部「取調べの可視化実現ニュース 1」(2006年10月1日発行)より引用。

- (5) 志布志事件...2003(平成15)年4月13日投開票の鹿児島県議会議員選挙の曾於郡選挙区で当選したN県議会議員の陣営が曾於郡志布志町(現・志布志市)の集落で住民に金品を配ったとしてNやその家族と住民らが公職選挙法違反容疑で逮捕された事件を巡る捜査において、鹿児島県警察が自白の強要や数ヶ月から1年以上にわたる異例の長期勾留などの違法な取調べを行ったとされる事件。「お前をそんな息子に育てた覚えはない」「こんな男に娘を嫁にやった覚えはない」「早く正直なじいちゃんになって」と書いた紙を被疑者の前に置き、警部補が被疑者の両脚を持ってそれらの紙を強引に踏み付けさせる「踏み字」を強要した。鹿児島地裁平成19年2月23日判決。LEX/DB 28135108。

- (6) 氷見事件...富山県で2002(平成14)年3月13日に起きた連続婦女暴行事件容疑により、2度にわたって逮捕されたタクシー運転手の男性Yが懲役3年の刑に服し出所した後、2006(平成18)年11月、別の事件で他県警察に逮捕された51歳の男が自分が真犯人である旨自供し、一連の暴行事件の真犯人が見つかった事件。富山地裁(高岡支部)平成19年10月10日判決。LEX/DB 28135488。

- (7) 枚方市談合事件...枚方市が2005(平成17)年秋に発注した清掃工場建設工事の入札をめぐり、大阪地検特捜部が競売入札妨害(談合)などの容疑で2007(平成19)年5月から7月にかけて、大手ゼネコ

ン会社の顧問2人、大阪府警の警部補、大阪府議、同市の市長、副市長らを逮捕した事件。副市長Kは、連日深夜に及び恫喝や脅迫を伴った常軌を逸した取調べの末、談合の事実を認めていないにも関わらず、検事作成の供述調書に無理やり署名させられた。大阪地裁平成21年4月27日判決。LEX/DB 25440847。

- (8) 足利事件...1990(平成2)年5月12日、栃木県足利市にあるパチンコ店の駐車場から女兒(4歳)が行方不明になり、翌朝、近くの渡良瀬川の河川敷で遺体となって発見された事件。犯人として逮捕、起訴され、実刑が確定して服役を余儀なくされた被告人SのDNAについて、遺留物のDNA型が一致しないことが2009(平成21)年5月の再鑑定により判明し、冤罪であったことが発覚。服役中だった被告人はただちに釈放され、その後の再審で無罪が確定した。宇都宮地裁平成22年3月26日判決。LEX/DB 25462920。
- (9) 厚労省元局長事件...2009(平成21)年に大阪地検特捜部が、障害者団体向けの郵便料金の割引制度の不正利用があったとして、障害者団体・厚労省・DM発行会社・広告代理店・郵便事業会社等の各関係者を摘発した事件。事件関係者とされた人のうち、虚偽の内容の公文書を発行させた事件については、厚労省の(当時)局長Mと「障害者団体」会長Kについては無罪となった。大阪地裁平成22年9月10日判決。LEX/DB 25442809。その後、本事件を担当した主任検事M、および上司の特捜部長O、特捜副部長S(いずれも当時の役職)ら3名が本事件の捜査中における違法行為(証憑隠滅、犯人隠避)の疑いで最高検に逮捕・起訴されるという、極めて異例の事態となった。
- (10) 布川事件...1967(昭和42)年に茨城県で発生した強盗殺人事件の犯人として、近隣に住む青年2人(S、S)が逮捕・起訴され、無期懲役が確定したが、証拠は被告人の自白と現場の目撃証言のみで、当初から冤罪の可能性が指摘されていたが、2009(平成21)年7月、再審が開始され、2011(平成23)年5月24日、水戸地裁(土浦支部)にて2人ともに再審で無罪が確定した。水戸地裁(土浦支部)平成23年5月24日判決。LEX/DB 25471410。
- (11) この内容については、次のサイトで閲覧することができる(PDF)。
http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/img/rokuon.pdf
- (12) 藤原夏人「韓国における『取調べの可視化』」(国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法(2009.7))より。
- (13) 光州事件の内容については、以下のサイトを参考にさせていただいた。
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2006-05-04/20060504faq12_01_0.html
<http://homepage1.nifty.com/ea-photo/index.html>
<http://www.gendainoriron.com/op5naito.html>